

## 人権擁護法案の成立に反対する意見書

平成 15 年に廃案となつた人権擁護法案は、差別・人権侵害の定義が曖昧であり、被害者として人の個人的感覚や思想により訴えられる傾向になり得る可能性がある。また、市民の言論・表現の自由を抑制される恐れがあり、この法案は、表現の自由を保障した憲法第 21 条に抵触している。

人権擁護法案で設置される予定の人権委員会には、人権侵害として申告があれば、それだけで、令状なしで出頭要求・文書その他の提出要求・人権侵害が行われた疑いによる立入検査や、罰則として処分に違反・出頭拒否すると 30 万円以下の罰金・加害者の実名公表する権限がある。また、法案の中に差別したとされる人の保護規定がなく、逆に人権侵害がおこる可能性がある。

そして、この人権委員会は、法務省の外局にあり、強い権限を抑制する機関がないことや、人権擁護委員選任基準に国籍を問わないことなど問題点を抱えている。

このような問題点があるにもかかわらず、政権交代後もこの人権擁護法案については、法務省において引き続き検討を行っているところである。

差別や人権侵害がない健全な社会・人間関係を築くためには、教育・家庭・地域などで見直し検討して解決策を求めるべきであり、既存の法律以上のもので取り締まつたりすることは、かえって社会に歪を作る可能性がある。

よって、正当な市民の言動が「差別的言動」として介入、規制される恐れがあり、国民の表現の自由が侵害されかねない人権擁護法案が成立することのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 8 日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 西岡武夫 殿

法務大臣 柳田 稔 殿